

2024年10月

## 太陽光発電施設の維持管理等計画の公表について

NCS アールイーキャピタル株式会社

宮城県が制定した「太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年7月12日公布、令和4年10月1日施行、宮城県条例第39号）」ならびに同条例施行規則（令和4年7月12日公布、令和4年10月1日施行、宮城県規則第65号）の規定に基づき、弊社連結子会社シリウス・ソーラー・ジャパン17合同会社が保有するの維持管理計画について、以下の通り公表いたします。

### 1, 発電所名および設備ID

北沢楢の沢太陽光発電所 設備ID A674785B04

### 2, 設備所在地

宮城県栗原市一迫北沢楢の沢49-4, 49-6, 49-7, 49-28

### 3, 設備責任者氏名、住所及び連絡先

【氏名】シリウス・ソーラー・ジャパン17合同会社  
代表社員 NCS アールイーキャピタル株式会社  
職務執行者 横田亮

【住所】東京都港区港南2-15-3

【連絡先】03-6720-8404（再生可能エネルギー本部）

### 4, 維持管理委託先氏名、住所及び連絡先

【委託先】リニューアブル・ジャパン株式会社 代表取締役 眞邊勝仁

【住所】東京都港区虎ノ門1-2-8

【連絡先】0191-48-5602（岩手事務所）

### 5, 月次点検、年次点検の実施時期

【月次点検】3か月に1度（2023年は1月、4月、7月、10月）

【年次点検】年1回

### 6, 月次点検、年次点検の内容と方法

次ページ以降に記載の通り

■維持管理等の内容・方法

対象設備		点検及び試験項目	月次点検	年次点検
			3ヶ月1回	(停電点検) 毎年1回
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
	架空電線・ケーブル	開閉器操作確認	-	○
	支持物（腕金、碍子）	保護継電器動作特性試験	-	○
	ハンドホール	継電器と開閉器の連動動作試験	-	○
	マンホール	絶縁抵抗測定	-	○
	高圧キャビネット(断路器, 開閉器)			
	制御装置			
受電設備	遮断器	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		継電器と遮断器等の連動動作試験	-	○
		シーケンス試験	-	○*1
		絶縁抵抗測定	-	○
	開閉器	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		絶縁抵抗測定	-	○
	断路器、電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ 母線、避雷器 その他の高圧機器	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		絶縁抵抗測定	-	○
変圧器	外観点検	○	○	
	観察点検	-	○	
	内部点検（絶縁油使用機器）	-	○*1	
	絶縁油酸価試験	-	○*1	
	絶縁破壊電圧試験	-	○*1	
	漏えい電流測定（B種接地線）	○	○	
	絶縁抵抗測定	-	○	
接地装置	外観点検	○	○	
	観察点検	-	○	
	接地抵抗測定	-	○	
受・配電盤	指示計器、表示装置	外観点検	○	○
	開閉器、漏電遮断器	電圧・負荷電流測定	○	○
	配線用遮断器	観察点検	-	○
	低圧配線、制御配線	動作試験、開閉動作確認	-	○
	保護継電器	保護継電器動作特性試験	-	○
	接地装置	継電器と遮断器等の連動動作試験	-	○
		絶縁抵抗測定	-	○
		接地抵抗測定	-	○
接地工事	接地装置 (接地盤、接地線、保護管)	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		接地抵抗測定	-	○
構造物	受変電室・建物	外観点検	○	○
	キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	観察点検	-	○
	給・排気設備、配電設備、	絶縁抵抗測定	-	○
	照明設備、接地装置	接地抵抗測定	-	○

対象設備		点検及び試験項目	月次点検	年次点検
			6ヶ月1回	(停電点検) 毎年1回
太陽電池発電所	太陽電池アレイ	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		絶縁抵抗測定	-	○
		接地抵抗測定	-	○
	パワーコンディショナ	外観点検	○	○
		電圧・電流測定	-	○
		観察点検	-	○
		接地抵抗測定	-	○
	接続箱	外観点検	○	○
		観察点検	-	○
		絶縁抵抗・開放電圧測定	-	○
		接地抵抗測定	-	○

(注) 1. \* 1 を付した年次点検は、必要の都度実施とする。

## ■実施方法

### □月次点検の内容

月次点検は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に従って行う。

(1) 外観点検を、①に掲げる項目について、②に掲げる設備等を対象として行う。

#### ① 点検項目

- イ. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- ロ. 電線と他物との離隔距離の適否
- ハ. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- ニ. 接地線等の保安装置の取付け状態

#### ② 対象設備等

- イ. 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- ロ. 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- ハ. 受・配電盤
- ニ. 接地工事（接地線、保護管等）
- ホ. 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- ヘ. 発電設備（太陽電池アレイ、パワーコンディショナ等）
- ト. 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

(2) 次の①及び②に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

#### ① 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

#### ② 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定

- (3) 上記(1)及び(2)の点検のほか、保安業務担当者は連絡責任者等に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、必要な臨時点検及び措置を行う。

#### □年次点検（停電点検）の内容

年次点検（停電点検）は、上記3の月次点検に加え、次の(1)から(5)に掲げる要件に従って行う。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていることを確認・判定する。
- (2) 接地抵抗が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であることを確認・判定する。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であることを確認・判定する。

以上